

第一三回

参第一三号

公営住宅法の一部を改正する法律（案）

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中各号列記以外の部分を次のように改める。

この法律における用語の意義は、第一号から第九号までに掲げるものについては、それぞれ当該各号に定めるところにより、第十号及び第十一号に掲げるものについては、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に定めるところによる。

第二条に次の二号を加える。

十 主要構造部

十一 耐火構造

第五に次の一項を加える。

- 3 事業主体は、公営住宅及び共同施設の主要構造部を耐火構造とするように努めなければならない。

第十三条第一項に次の一号を加える。

三 公営住宅について改良を施したとき。

第十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

- 2 事業主体は、前項の規定により前条第一項又は第二項に規定する限度をこえて家賃を定め又は変更しようとするときは、公聴会を開いて利害関係人及び学識経験のある者の意見を聞かなければならない。
- 3 事業主体は、第一項の規定による建設大臣の承認を求めようとするときは、公聴会における意見の要旨を記載した書面を添附しなければならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

（家賃等の徴収猶予）

第十三条の二 事業主体は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、家賃又は敷金の徴収を猶予することができる。

第十五条中「公営性宅の家屋の壁、柱、床、はり、屋根及び階段を修繕する義務を免かれることができない。」を「公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに家屋の内部の給水施設、排水施設、電気施設その他省令で定める附帯施設について修繕する必要が生じたときは、遅滞をく修繕しなければならない。」に改める。

第二十四条第一項中「その入居者又は入居者の組織する団体」を「入居者、入居者の組織する団体又は営利を目的としない法人」に、同条第二項中「公営住宅の建設又は共同施設の費用」を「公営住宅又は共同施設の建設、修繕又は改良に要する費用」に、同条第三項中「災害に因り」を「災害その他の事由に因り」に改る。

第二十四条の次に次の一条を加える

(事業主体の変更)

第二十四条の二 事業主体は、その管理に係る公営住宅又は共同施設を引き続いて管理することが不相当と認められる事情がある場合においては、建設大臣の承認を得て、これを公営住宅又は共同施設として他の地方公営団体に譲渡することができる。

2 前項の規定により、市町村が建設大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

第三十条に次の一号を加える。

六 第二十四条の二第一項の規定による譲渡の承認

附 則

この法律施行の期日は、公布の日から起算して三十日をこえない期間内において、政令で定める。

理 由

公営住宅法の施行状況にかんがみ、その運用を更に円滑且つ实际的ならしめるため、公営住宅の建設基準、家賃、修繕及び処分に関する規定の整備その他所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。